

## 維持管理計画書

	技術上の基準	維持管理計画
第一号	埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	<p><b>飛散・流失</b></p> <p>埋立作業は下流から行い、廃棄物が飛散・流出しないようにブルドーザ等により十分締め固める。また廃棄物をそのまま放置することなく、1日分の埋立てが終わり次第即日覆土（人工覆土材の散布）を施す。場合によっては、スプリンクラーにて散水する。</p> <p>埋立方法はサンドイッチ方式とし、廃棄物の一層の厚さはおおむね3.0mとする。そして厚さ50cmの中間覆土を行う。埋立完了後は、厚さ1.0m以上の最終覆土を行う。</p>
第二号	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な処置を講ずること。	<p><b>悪臭防止</b></p> <p>1日分の埋立てが終わり次第人工覆土材を散布し、万一の悪臭も処分場外に発散させない。</p>
第三号	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	<p><b>火災防止</b></p> <p>埋立物の種類（不燃ごみ、飛灰、沈砂）からガスの発生はほとんどなく、火災の発生もほとんどないと考えられるが、非常時としてる過原水槽、活性炭処理水槽、処理水槽等の水を防火用水として使用する。また、覆土用土砂を鎮火用土砂として常時確保しておく。</p>
第四号	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	<p><b>衛生害虫等</b></p> <p>埋立物の種類（不燃ごみ、飛灰、沈砂）から衛生害虫等の発生はほとんどないと考えられるが、衛生害虫等により最終処分場の周辺の生活環境に支障を来さないようにするため、即日覆土を実施する。</p>

<p>第五号</p>	<p>前項第一号の規定により設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。ただし、第一七号の規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、同項第一号括弧書の規定により設けられた囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。</p>	<p><b>囲い</b></p> <p>埋立地周辺にはネットフェンスで囲い、人がみだりに立ち入ることができないようにする。埋立地の閉鎖後、跡地を利用する際にはネットフェンス等により埋立地の範囲を明らかにする。</p>
<p>第六号</p>	<p>前項第二号の規定により設けられた立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。</p>	<p><b>立札</b></p> <p>立札その他の設備の前に物を置くなどして表示が見えないようにしない。また、立札その他の設備が汚損・破損した場合は速やかに補修・復旧するとともに、表示事項に変更が生じた場合は書き換える。</p>
<p>第七号</p>	<p>前項第四号の規定により設けられた擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p><b>擁壁等の点検</b></p> <p>防災調整池、浸出液処理設備、道路及び区域内の法面等について定期的に点検を行い、破損するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>
<p>第八号</p>	<p>埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷により、前項第五号イ又は口((1)から(3)までを除く。)の規定により設けられた遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、一般廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。</p>	<p><b>遮水工の砂等による被覆</b></p> <p>遮水シートの表面は緩衝材で覆い、埋立物の荷重その他予想される負荷による損傷を防ぐ。緩衝材として、底面部には保護砂50cm、法面部にはシート保護材（フェルト等）を敷設する。</p>
<p>第九号</p>	<p>前項第五号イ又は口の規定により設けられた遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。</p>	<p><b>遮水工の点検</b></p> <p>視認できる遮水工部分については、定期的に点検する。地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行う。</p> <p>遮水工の損傷が漏水検知システム等により確認された場合、速やかに補修等の必要な措置を行う。</p>

<p>第十号</p>	<p>埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、または地下水集排水設備により排出された地下水(水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の水域の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水)の水質検査を次により行うこと。</p>	<p><b>地下水等の水質検査</b></p> <p>地下水汚染の有無の確認及び遮水効果機能の点検を行うため、モニタリング井戸を設ける。モニタリング井戸は処分場周辺に新たに4箇所設置し、既存の井戸と合わせた5箇所で地下水を採取できるようにする。</p> <p>地下水検査は埋立開始前、開始後は地下水等検査項目、ダイオキシン類の濃度を1年に1回以上、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を1月に1回以上行い、その検査結果を記録しておく。なお、連続的な水質変化を把握するため、水素イオン濃度、電気伝導率等は、は常時モニタリングを行う。</p>
<p>イ</p>	<p>埋立処分開始前に別表第二の上欄に掲げる項目(以下「地下水等検査項目」という。)、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。ただし、最終処分場の周縁の地下水(水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、周辺の水域の水又は周縁の地下水。以下「地下水等」という。)の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。</p>	<p>電気伝導率及び塩化物イオン濃度に異常が認められた場合、速やかに再検査を行い、その結果を記録する。また、地下水等検査項目、ダイオキシン類も同様に再検査を行い、検査結果を記録する。</p> <p>なお、地下水等検査項目については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府令・厚生省令第1号。以下「共同命令」という。)別表第二の上欄で定める項目を検査するものとし、新たに追加された項目についても同様とする。</p>
<p>ロ</p>	<p>埋立処分開始後、地下水等検査項目について一年に一回(イただし書に規定する最終処分場にあつては、六月に一回)以上測定し、かつ、記録すること。ただし埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでない。</p>	
<p>ハ</p>	<p>埋立処分場開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただしイただし書に規定する最終処分場にあつては、</p>	

	この限りではない。	
	二 八の規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ記録すること。	
第十一号	前号イ、ロ又は二の規定による地下水等検査項目に係わる水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	<b>地下水等の水質の悪化が認められた場合の措置</b> 地下水の検査結果において、上記の地下水検査項目、ダイオキシン類の濃度に異常が認められ、その原因が最終処分場以外に起因することが明らかでない場合以外は、原因の調査及び必要な措置(廃棄物の搬入の中止等)をとる。
第十二号	前項第五号ニただし書に規定する埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。	<b>被覆型埋立地における雨水防止</b> 適用外
第十三号	前項第五号ホの規定により設けられた調整池を定期的に点検し、調整池が損傷するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	<b>調整池の点検</b> 浸出液調整池(汚水調整槽、原水ポンプピット)について、クラック等を定期的に点検をする。なお、地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行う。また、損壊の恐れが認められる場合には速やかに補修等の必要な措置をとる。
第十四号	前項第五号への規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。 イ 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。 ロ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。 ハ 放流水の水質検査を次ぎにより行うこと。 (1)排水基準等に係る項目((2)に規定する項目を除く。)について一年に一回以上測	<b>浸出水処理施設の維持管理</b> 浸出水処理設備の機能を定期的に点検し、損壊、機能不良、薬剤不足等があれば補修、改良、補充等を行う。また、放流水を検査し、放流水の水質が浸出水処理施設の概要の計画水質値(処理水)※を超えていれば直ちに放流を中止しその原因を究明し必要な措置をとる。 <u>放流水検査項目については、共同命令別表第一の上欄に定める項目を定期的(1年1回以上)に測定し、その結果を記録する。</u> なお、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量及び窒

	<p>定し、かつ、記録すること。</p> <p>(2)水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質濃度及び窒素含有量(別表第一の備考4に規定する場合に限る。)について一月に一回(埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかでない項目については、一年に一回)以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>素含有量については月に1回以上測定し、その結果を記録する。</p> <p>また、近年全国的に発生している局地的豪雨に対しては、埋立地の一部を遮水シートで覆うことで原水量を調整する。</p> <p>※ 新たに共同命令別表第一に追加された項目については、その下欄の値を計画水質値(処理水)とする。</p>
第十四号の二	<p>前項第五号トの規定により講じられた有効な防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異常を認められた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p>	<p><b>防凍措置等</b></p> <p>浸出水集水管で集められた浸出液は、地下にある原水槽に集積される。原水槽から浸出水設備への導水管のうち地上部に出ている管については、外気の影響を受けないよう、全て保温構造とする。また、地上部に出ている導水管については適宜点検を行い、異常が認められた場合は、補修等の必要な措置を講ずる。</p>
第十五号	<p>前項第六号の規定により設けられた開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。</p>	<p><b>開渠の維持管理</b></p> <p>開渠及びその他の設備から土砂等を除去し、常に良好な状態を保つ。</p>
第十六号	<p>通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。</p>	<p><b>発生ガスの排除</b></p> <p>埋立物の種類からガスの発生はほとんどないと考えられるが、埋立地に設置のガス抜き管により、埋立地から発生するガスを排除する。</p>
第十七号	<p>埋立処分が終了した埋立地(内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画。以下この号、次条第二項第四号及び次条第二項第</p>	<p><b>開口部の閉鎖</b></p> <p>埋立地の開口部からの廃棄物の飛散・流出、悪臭の発生、火災及び雨水の浸透を防止するため、埋立終了後、開口部に最終覆土(厚さ1.0m以上)実施して閉鎖する。</p>

	<p>一号二において同じ。)は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。</p> <p>ただし、前項第五号二ただし書に規定する埋立地については、同号イ(1)(イ)から(ハ)までのいずれかの要件を備えた遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆った覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。</p>	
第十八号	<p>前号の規定により閉鎖した埋立地については、同号に規定する覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p><b>覆いの破損防止</b></p> <p>閉鎖後は、最終覆土の損壊を防止するため、施錠を施し人がみだりに立ち入れないようにする。最終覆土が損壊した場合には、速やかに補修等の必要な措置をとる。</p>
第十九号	<p>残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p><b>残余の埋立容量の記録</b></p> <p>残余の埋立容量について1年に1回行い、記録する。</p>
第二十号	<p>埋め立てられた一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は令第三条第三号又(3)に掲げる水銀処理物（以下「基準適合水銀処理物」という。）が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急措置を含む。）の記録並びに石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物を埋め立てた場合にあってはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。</p>	<p><b>記録の作成及び保存</b></p> <p>埋立物の種類、量及び放流水、地下水の水質検査結果、擁壁の点検、遮水工の補修等を記録し、当該処分場を廃止するまで保存する。</p> <p>石綿含有一般廃棄物を埋め立てる場合は、その位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存する。</p> <p>なお、基準適合水銀処理物については、埋め立てない。</p>

	項目	計画水質 (処理水)
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	10 mg/l
	化学的酸素要求量 (COD)	10 mg/l
	浮遊物質量 (SS)	10 mg/l
	大腸菌数	800 コロニー形成単位/ml
	窒素含有量 (T-N)	10 mg/l
	磷含有量 (T-P)	1 mg/l
その他の項目	ノルマルヘキサン抽出物 (鉱油類)	2mg/l
	ノルマルヘキサン抽出物 (動植物油脂類)	2mg/l
	フェノール含有量	0.5mg/l
	銅含有量	0.5mg/l
	亜鉛含有量	1mg/l
	溶解性鉄含有量	3mg/l
	溶解性マンガン含有量	3mg/l
	クロム含有量	0.1mg/l
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l
	シアン化合物	検出されないこと
	有機磷化合物	検出されないこと
	鉛及びその化合物	0.1mg/l
	六価クロム化合物	0.05mg/l
	砒素及びその化合物	0.05mg/l
	水銀及びアルキル水銀化合物	0.0005mg/l
	その他の水銀化合物	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
	トリクロロエチレン	0.1mg/l
	テトラクロロエチレン	0.1mg/l
	ジクロロメタン	0.2mg/l
	四塩化炭素	0.02mg/l
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l
	1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/l
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/l
	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/l
	チラウム	0.06mg/l
	シマジン	0.03mg/l

チオベンカルブ	0.2mg/l
ベンゼン	0.1mg/l
セレン及びその化合物	0.1mg/l
ダイオキシン類	10pg-TEQ/l
1,4-ジオキサン	0.5mg/l (10mg/l) ※
ほう素及びその化合物	10mg/l
ふっ素及びその化合物	5mg/l
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/l

※当分の間（ ）を暫定的に適用